

熊本市  
障がい者就労支援

ガイドブック

平成 25 年 2 月



## はじめに

平成18年、障害者自立支援法の施行に伴い、障がいを持つ方への“一般就労（企業等への就職）”を目指すための事業である「就労移行支援事業」や、“福祉的就労”を提供する「就労継続支援 A 型事業」「就労継続支援 B 型事業」が新たに誕生しました。

熊本市内においてもその事業を行う事業所は年々増加しており、着実に当事者の「はたらきたい」という想いにそれぞれの事業所が応えているところであります。

しかしながら、それぞれの事業所が提供している作業、訓練メニュー、重視している支援内容などには差異があり、これは障がい者福祉や教育、労働の関係者においても十分に知られているものではありません。

実際にこれらの就労系サービス事業を利用しようとする場合、ご本人に合う事業所は果たしてどこなのかを考えるための情報は実に限られているとも言えます。

これらから、熊本市内で障がい者の就労に取り組む各障がい福祉サービス事業所を網羅し、「熊本市障がい者就労支援ガイドブック」として、就職に向けて某かの支援や訓練を望まれている方々、またその関係する皆様への事前情報としてご活用いただくことを目的とし、このたび熊本障がい者自立支援協議会 就労部会 にて本ガイドを作成させていただきました。

このガイドが、障がいを持つ方々の「はたらく」についての取り組み、また各障がい福祉サービス事業へのご理解を広げていただき、障がいを持つ方が就労への第一歩を踏み出すためのご参考となれば幸いです。

なお、記載事項につきましてご不明な点などございましたら直接各事業所までお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

平成25年2月

平成24年度福祉・介護人材緊急確保事業（キャリアパス支援事業）  
合同会社 Human To Human アス・トライ  
（後援）熊本市障がい者自立支援協議会 就労部会

# 障害福祉サービス（就労）の概要

## 就労移行支援事業所とは

- 一般企業等への就労を希望する障害のある方が、就労に必要な知識や能力の向上のために訓練を行うところです。
- 障害者自立支援法に基づき、熊本市長の指定を受け設置されます。
- 専門の職員が障害のある方の状況や希望をお聞きし、事業所内や企業における作業・実習の実施、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。  
利用者ごとに、標準利用期間(24ヶ月)内での利用となります。
- 障害福祉サービスの利用には、利用料(利用者負担額)が必要です。利用料は、所得区分に応じた負担額(月額)を支払うことになります。ただし、サービス提供費用の1割の額が負担額より低い場合は、1割の額までの負担となります。
- 事業所で企業の下請けや軽作業など何らかの事業を行っている場合は、働いた分の工賃が支払われます。
- 事業所によって就労支援の取り組み内容が異なります。お問い合わせや見学も受け付けていますので、詳しくは就労移行支援事業所に直接お問い合わせください。

## 就労継続支援 A 型事業所（雇用型）とは

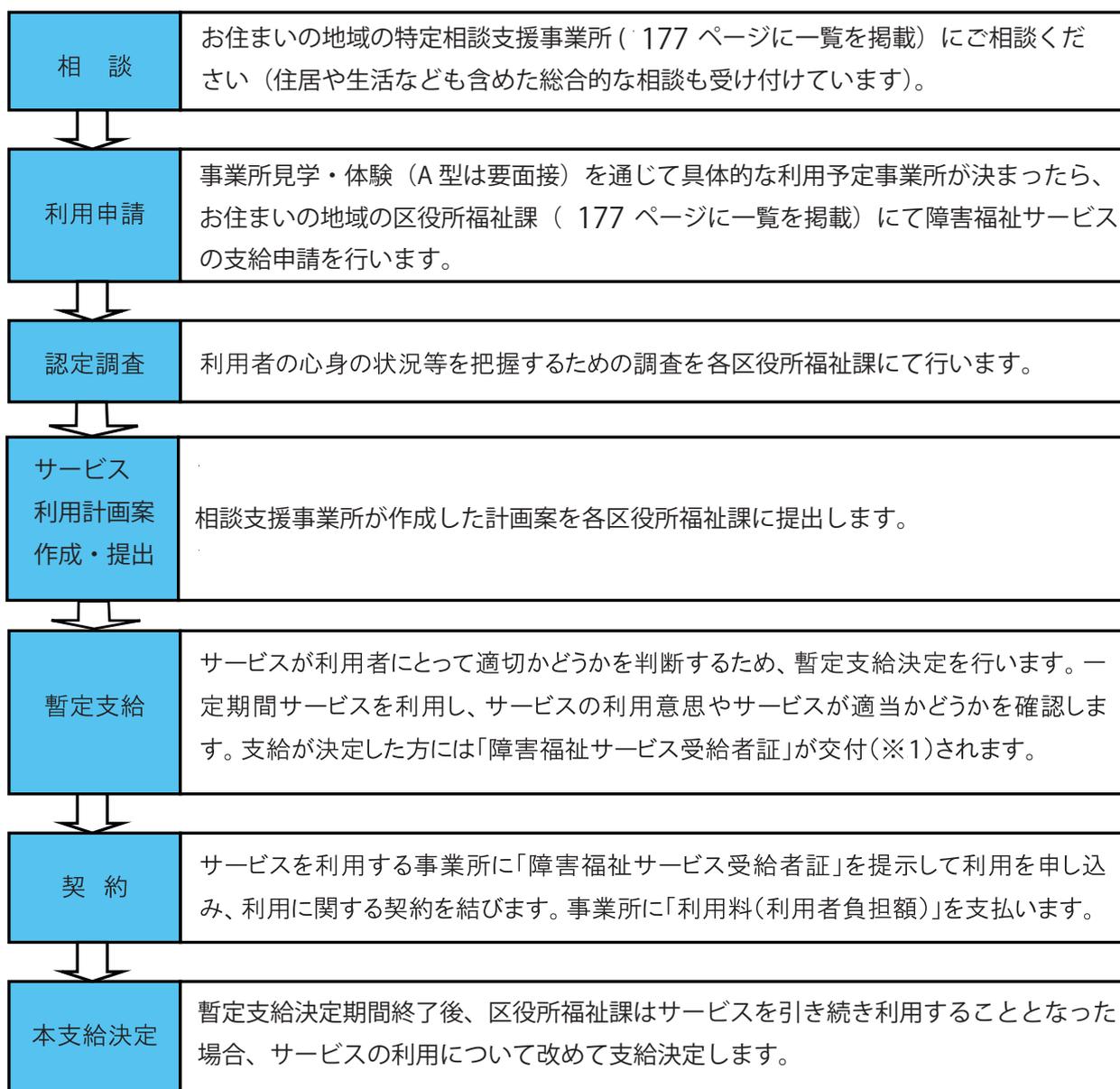
- 一般企業等への就労を希望する障害のある方が、就労に必要な知識や能力の向上のために訓練を行うところです。
- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労への移行に向けて支援を受けます。
- 障害者自立支援法に基づき、熊本市長の指定を受け設置されます。  
利用期間の制限はありません。
- 障害福祉サービスの利用には、利用料(利用者負担額)が必要です。利用料は、所得区分に応じた負担額(月額)を支払うことになります。ただし、サービス提供費用の1割の額が負担額より低い場合は、1割の額までの負担となります。
- 事業所が行う就労、事業所が請け負った作業を行い、就業規則に基づく賃金が本人に支払われます。
- 事業所によって就労支援の取り組み内容が異なります。お問い合わせや見学も受け付けていますので、詳しくは就労継続支援 A 型事業所に直接お問い合わせください。

## 就労継続支援 B 型事業所（非雇用型）とは

- 就労移行支援事業等を利用されたが一般企業や就労継続 A 型事業の雇用に結びつかなかった方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方が利用します。
- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労等への移行に向けて支援を受けます。
- 障害者自立支援法に基づき、熊本市長の指定を受け設置されます。
- 障害福祉サービスの利用には、利用料(利用者負担額)が必要です。利用料は、所得区分に応じた負担額(月額)を支払うことになります。ただし、サービス提供費用の1割の額が負担額より低い場合は、1割の額までの負担となります。
- 事業所で企業の下請けや軽作業など何らかの事業を行っている場合は、働いた分の工賃が支払われます。
- 事業所によって就労支援の取り組み内容が異なります。お問い合わせや見学も受け付けていますので、詳しくは就労継続支援 B 型事業所に直接お問い合わせください。

# 就労系の障がい福祉サービスを利用するためには

就労移行支援事業、就労継続支援 A・B 型事業の利用にあたっては、**利用の前**に障害福祉サービスの支給申請が必要となります。障害福祉サービスの申請からサービスの利用までは、次のような流れです。



※1 認定調査から「障害福祉サービス受給者証」の交付までは概ね3週間ほどかかります。